

公布された条例のあらまし

◇奈良県議会委員会条例の一部を改正する条例

1 常任委員会の所管事項

県土マネジメント部の設置に伴い、建設委員会の所管事項について、所要の規定の整備を行うこととした。

2 施行期日

平成二十五年四月一日から施行することとした。

◇奈良県がん対策推進条例の一部を改正する条例

1 事業者の責務

(1) 事業者は、次に掲げる環境の整備に努めるものとするものとした。

ア 従業員ががんを予防し、かつ、無理なくがん検診を受診することができる環境

イ 従業員ががん患者となった場合に、当該従業員が勤務を継続しながら、治療し、又は療養することができる環境

ウ 従業員の家族ががん患者となった場合に、当該従業員が勤務を継続しながら、当該家族を看護することができる環境

(2) 事業者は、県が講ずるがん対策に協力するよう努めるものとするものとした。

2 がんの予防を推進するための施策の追加

県は、がんの予防を推進するため、健康増進法に規定する多数の者が利用する施設における受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）を防止するための施策を講ずることとした。

3 がん教育の推進

県は、児童及び生徒ががんに関する正しい知識を持つとともに、がんの予防及び早期発見の重要性等について理解を深めるよう、学校関係者及び保健医療関係者と連携を図りつつ、がんに関する学習活動を推進するものとするものとした。

した。

4 がん患者及びその家族の療養生活の質の維持向上等に係る施策の追加

県は、がん患者及びその家族の療養生活の質の維持向上を図るとともに、がん患者並びにその家族及び遺族の精神的又は社会的な不安その他の負担の軽減に資するため、医療機関及びがん患者又はその家族等の組織する団体その他の関係団体と連携し、がん患者及びその家族の就労に関する啓発その他必要な施策を講ずるものとする事とした。

5 その他所要の規定の整備を行うこととした。

6 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇なら歯と口腔の健康づくり条例

1 目的

法律の趣旨を踏まえ、県民の歯と口腔くわうの健康づくりに関し、基本理念を定め、県の責務及び関係者の役割を明らかにするとともに、施策の推進に関する基本となる事項を定め、施策を総合的、計画的に推進し、もって県民の健康の保持増進に寄与することを目的とする事とした。

2 基本理念

歯と口腔の健康づくりは、県民一人一人が重要性を理解し、生涯を通じて自ら取り組むとともに、県及び関係者が自らの責務、役割を自覚し相互に連携しつつ、県民がどこでも適切な時期に必要なサービスを受けることができる環境が整備されることを基本として、推進されなければならないこととした。

3 県の責務等

(1) 前条の基本理念にのっとり、歯と口腔の健康づくりの推進に関し、保健、医療、福祉、教育その他の関連施策との連携を図りつつ、本県の実情に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、実施するものとする事とした。

(2) 前条の施策を策定し、実施するに当たっては、法第三条及び法第七条から第十一条までの規定の趣旨を踏まえ、市町村との連携に努めるものとする事とした。

4 保健医療関係者、福祉関係者、教育関係者等の役割

保健医療関係者、福祉関係者、教育関係者等は、県民の歯と口腔の健康づくりを推進し、他の者が行う活動との連携、協力を努めるとともに、県民の生活習慣の教育及び食育の推進に努めるものとする事とした。

5 事業者及び保険者の役割

事業者は県内の事業所において雇用する従業員、保険者は県内の被保険者の、それぞれ歯科検診等の機会の確保その他の歯と口腔の健康づくりに関する取組を推進するよう努めるものとする事とした。

6 県民の役割

県民は、歯と口腔の健康づくりに関する正しい知識を持ち、生涯にわたって日常生活において自ら歯科疾患の予防に取り組み、必要に応じて検診、保健指導を適切に受診することにより、歯と口腔の健康づくりに取り組みよう努めるものとする事とした。

7 歯と口腔の健康づくりに関する計画

(1) 知事は、県民の歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、歯と口腔の健康づくりに関する計画を策定するものとする事とした。

(2) 知事は、毎年度、計画に基づく施策の実施状況を議会に報告するものとする事とした。

(3) 知事は、おおむね五年ごとに計画の見直しを行うものとする事とした。

8 いい歯の日及び歯と口腔の健康づくり推進週間

県民の歯と口腔の健康づくりに関する関心と理解を深めるとともに、取組が積極的に行われるよう、十一月八日を「いい歯の日」と、同日から十一月十四日までの期間を「歯と口腔の健康づくり推進週間」と定めるものとする事とした。

9 歯と口腔の健康づくりに関する実態調査

県は、施策の総合的かつ計画的な推進のため、定期的に、県民の歯と口腔の健康づくりに関する実態について調査を行うものとする事とした。

10 その他

県は、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする事とした。

11 施行期日

公布の日から施行することとした。